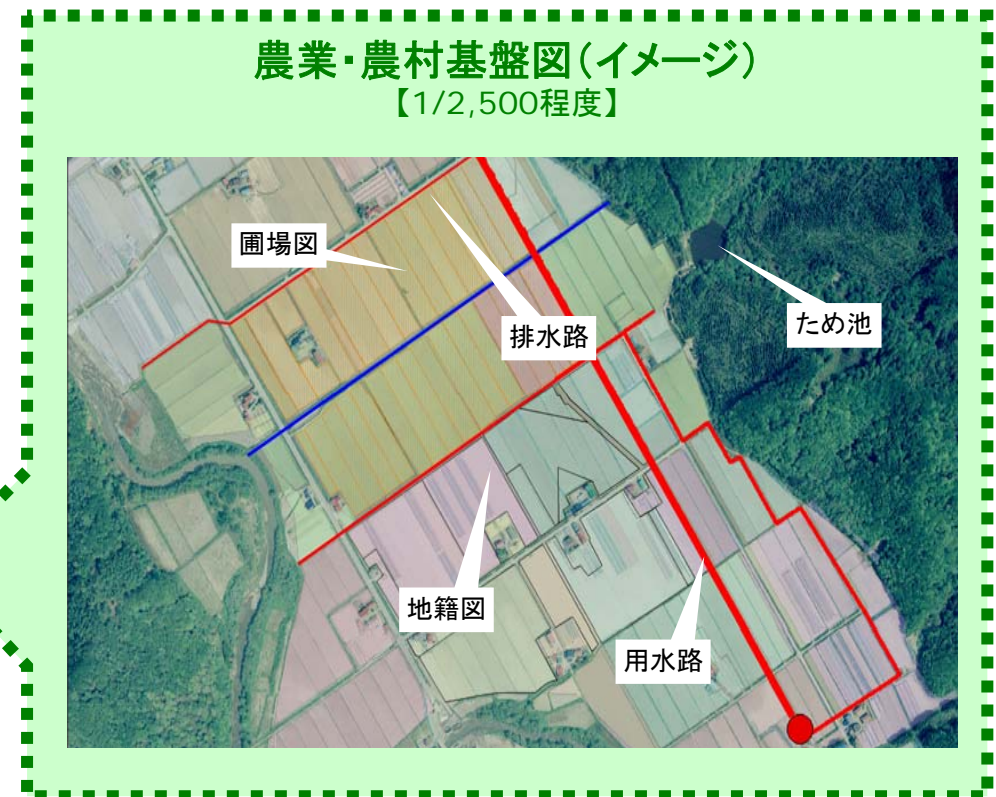
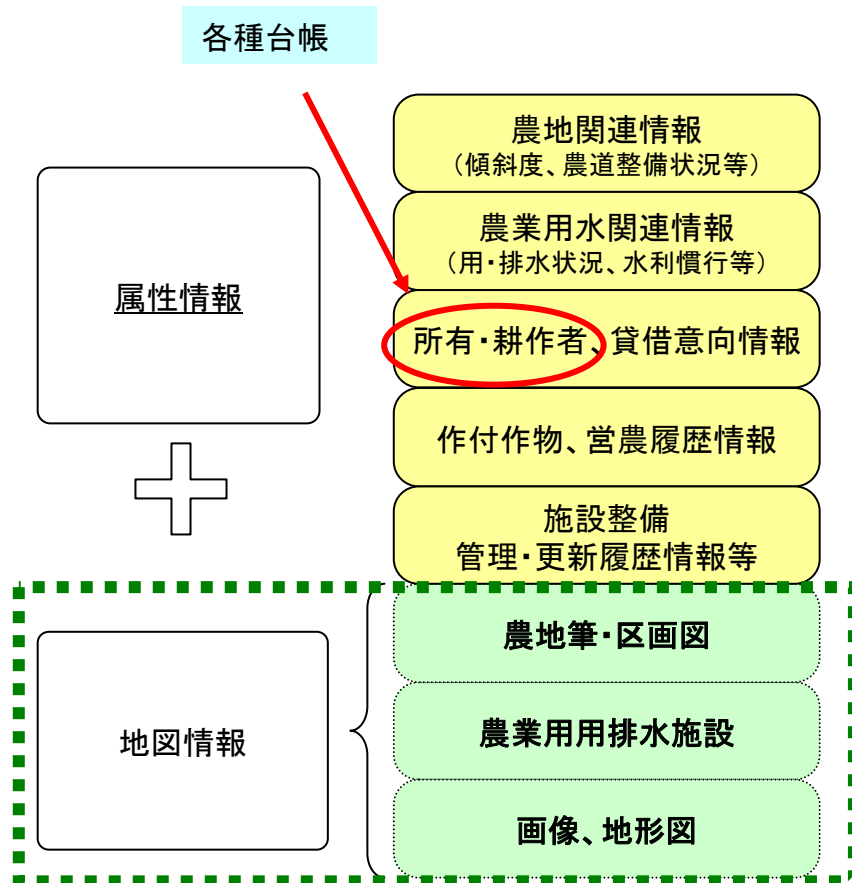


個人情報を共有化する場合の
個人情報の取扱いに係る手続について

地図情報の共有と個人情報

- 地域の農業関係機関により地図情報や属性情報の共有を行う際に、共有する情報に個人情報を含む場合がある。



個人情報取扱について 基本的な考え方

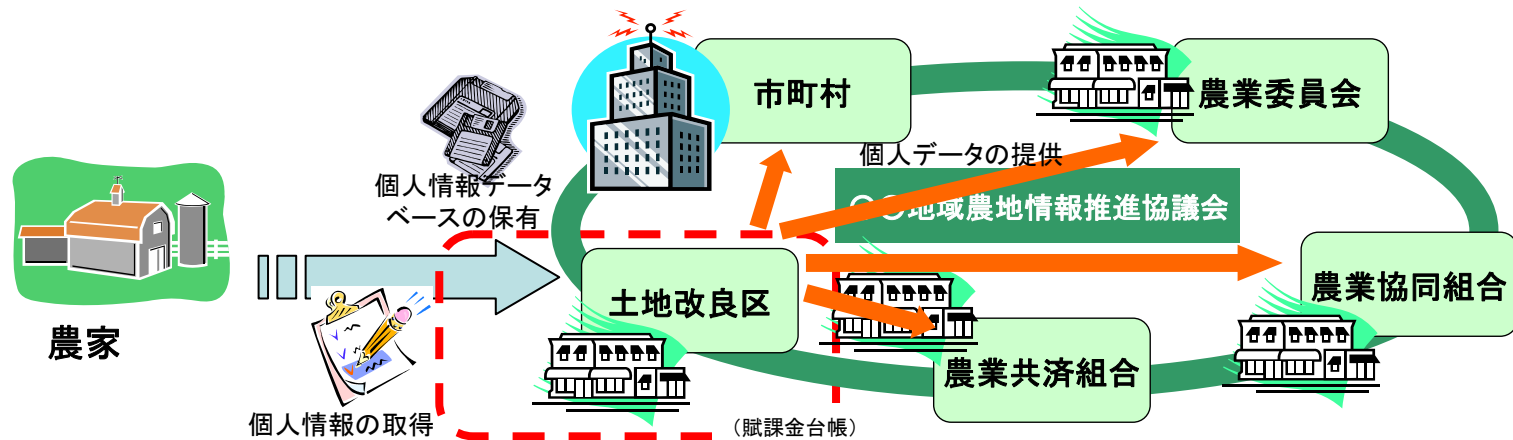
- ・ 個人情報に該当する可能性がある情報については、個人情報として適正な取扱いを図るとの考え方が必要。
- ・ 個人情報の取扱いにあたり、本人への利用目的の通知や安全管理措置、第三者提供の制限等、法令に基づく適切な情報管理を行う必要がある。
- ・ 個人情報の取扱いに必要な手続きは、取扱いの立場ごとに整理することが出来る。
 - ①本人から個人情報を取得して、関係機関に個人データを提供する（提供機関）
 - ②提供機関から提供された個人データを利用する（利用機関）
- ・ 適用となる法令は、地方公共団体は条例、土地改良区や農業共済組合、農業協同組合等は個人情報の保護に関する法律である。
- ・ 土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等は、基本的に個人情報の保護に関する法律における個人情報取扱事業者該当するとの考え方により措置を講ずることが望ましい。

個人情報取扱いに関する手続きの検討(1)

- ・ 個人情報を含めた情報の共有にあたり、個人情報の取扱いの立場に応じて、法令等に基づき適切な手続きを行う必要がある。

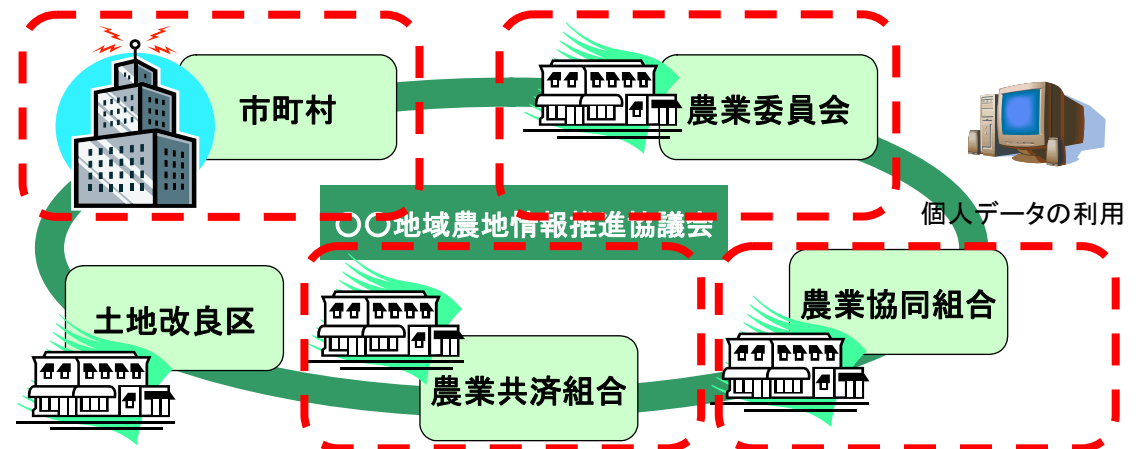
① 本人から個人情報を取得して、関係機関に個人データを提供する（提供機関）

(例)



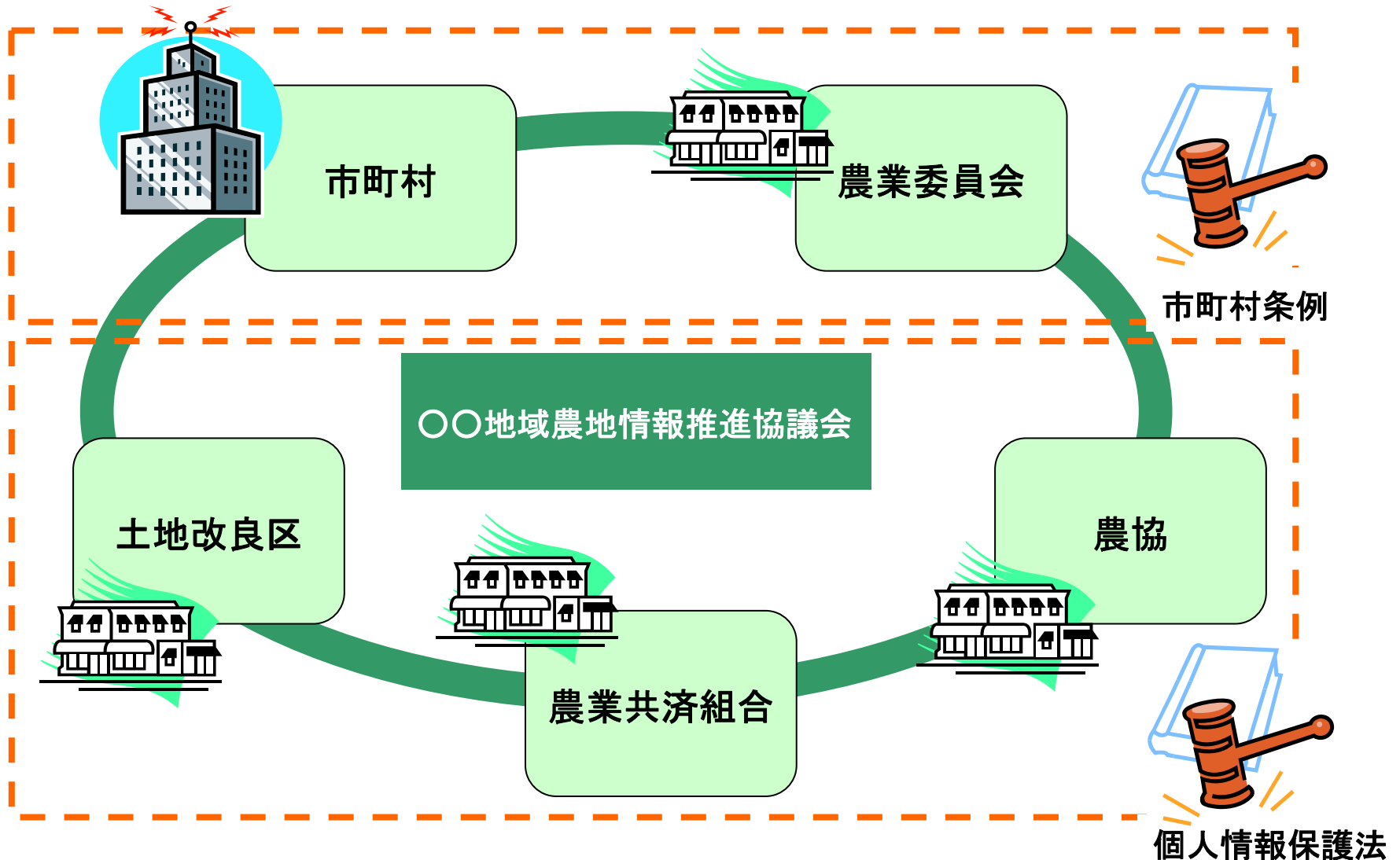
② 個人データを利用する（利用機関）

(例)



個人情報の取扱いに関する手続きの検討(2)

- 適用となる法令は、地方公共団体は条例、土地改良区や農業共済組合、農業協同組合等は個人情報の保護に関する法律である



定義(個人情報保護に関する法律)

個人情報

- 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

個人情報データベース等

- 個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一. 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二. 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

個人情報取扱事業者

- 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 一. 国の機関
 - 二. 地方公共団体
 - 三. 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四. 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
 - 五. その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人データ

- 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

保有個人データ

- 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等は、個人情報取扱事業者に該当するものとした手続きが必要

※法律では、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない場合は個人情報取扱事業者から除外されることとなっているが、個人の数の算定は当該機関だけでなく全国の系列組織を対象に事業の用に供するか否かを判断することから、個人情報取扱事業者に該当するものとして取り扱う必要があると考えられる。なお、5,000人以下の小規模事業者に対する考え方については、「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」の逐条解説P.41において、「個人情報の適正な取扱いの確保に対する社会的な要請等もかんがみ、こうした小規模事業者においても、基本法、基本方針、本ガイドライン等を参考に、個人情報の適正な取扱いに自主的に取り組んでいくことが望ましい。」としている。

個人情報取扱事業者の義務(個人情報の保護に関する法律)

利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定 ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止 ・個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表 ・本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
データ内容の正確性の確保 (19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
第三者提供の制限 (23条)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止 ・本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能 ・委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない
公表等、開示、訂正等、利用停止等 (24条～27条)	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人データの利用目的、開示等に必要かつ適切な手続等についての公表等 ・保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等
苦情の処理 (31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
主務大臣 (36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

個人情報の取扱いに必要な手続き(提供機関)

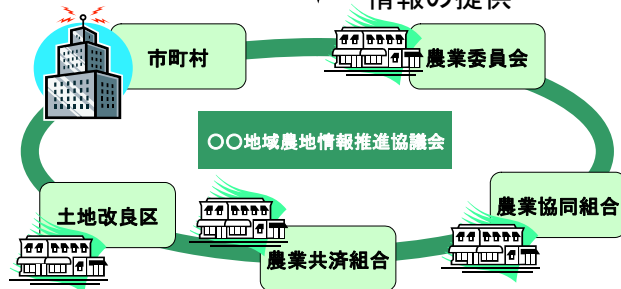
市町村、農業委員会等
が情報を取得し、関係機関に提供する場合
(市町村条例)

本人

市町村条例に基づき本人の同意を得る等の手続き

各種台帳等

情報の提供



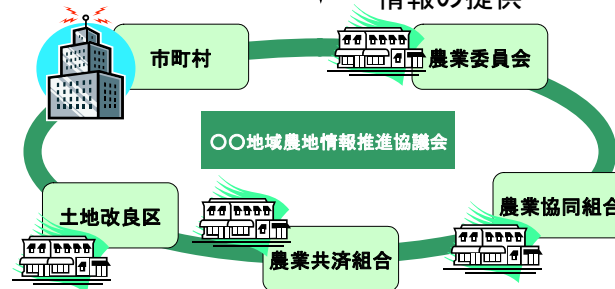
土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等
が情報を取得し、関係機関に情報を提供する場合
(個人情報の保護に関する法律)

本人

- 情報の取得
- ・ 利用目的の特定 (15条)
 - ・ 適正な取得 (17条)
 - ・ 本人に対する利用目的の通知または公表 (18条)
 - ・ **第三者提供に関する同意の取得 (23条)**
- 情報の利用
- ・ 利用目的の制限 (16条)
 - ・ データの正確性の確保 (19条)
 - ・ 安全管理措置 (20条)
 - ・ 従業者、委託先の監督 (21, 22条)
 - ・ 第三者提供の制限 (23条)
- 本人の関与
- ・ 保有個人データに関する事項の公表等 (24条)
 - ・ 開示 (25条), 訂正等 (26条), 利用停止等 (27条), 理由の説明 (28条), 開示等の求めに応じる手続き (29条), 個人情報取扱事業者による苦情の処理 (31条)

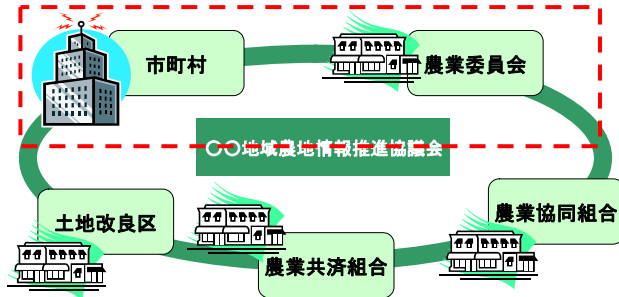
各種台帳等

情報の提供



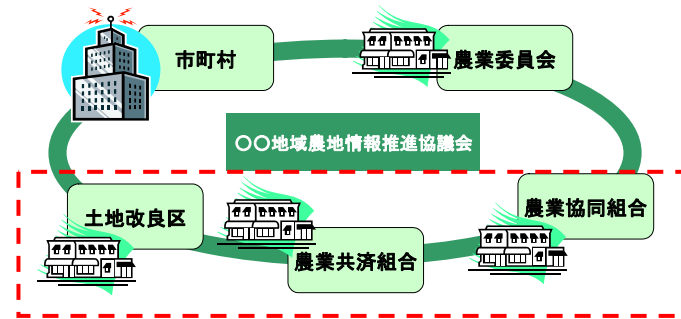
個人情報の取扱いに必要な手続き(利用機関)

市町村、農業委員会等
が個人データの提供を受け、利用する場合
(市町村条例)



市町村条例に基づく手続き

土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等
が個人データの提供を受け、利用する場合
(個人情報の保護に関する法律)



- | | |
|-------|---|
| 情報の取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の特定(15条) ・ 適正な取得(17条) ・ 本人に対する利用目的の通知または公表(18条) |
| 情報の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の制限(16条) ・ データの正確性の確保(19条) ・ 安全管理措置(20条) ・ 従業者、委託先の監督(21, 22条) ・ 第三者提供の制限(23条) |
| 本人の関与 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有個人データに関する事項の公表等(24条) ・ 開示(25条), 訂正等(26条), 利用停止等(27条), 理由の説明(28条), 開示等の求めに応じる手続き(29条), 個人情報取扱事業者による苦情の処理(31条) |

※情報の共有にあたり、利用機関が個人データの保有については多様な形態があるが、何らかの形で個人データを利用する場合は、個人データを保有しているものとした手続きを行うことが望ましい。

個人データベース	個人データの利用形態	利用機関は個人データの保有に該当するか
提供機関が保有	図面や帳票を紙面に印刷	する※
	必要なデータをダウンロード	する
各利用機関が保有		する

※紙媒体の図面や帳票も個人情報データベース等に該当するため